

指定障害福祉サービス等事業者 様

郡山市長 品川 萬里  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について（通知）

本年2月以降、高齢者施設・児童施設等において、新型コロナウイルスの新規感染者が高止まりしており、特に4月以降はさらなる増加傾向が見られます。

各施設におかれましては、これまで感染防止対策に御尽力いただいているところですが、改めて施設内や利用者、職員の日常行動も含めて再点検いただき、さらなる防止対策の徹底に御協力をお願いいたします。

特に、今般の感染拡大においては、子どもが学校や児童施設等で感染し、その家族である職員から施設内において感染するケースが目立っていることから、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

本市保健所、医療機関等において新型コロナ対応業務のひっ迫が続く中、皆様のさらなる御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 発熱、咳、咽頭痛などの症状のある職員や濃厚接触者である職員等は出勤しない、させないこと、家族も含めた健康管理について周知・徹底を図ること。
- 2 施設内で感染者が確認された場合、当課へ報告いただきたいこと（別紙フローのとおり）。また、スムーズな拡大防止対応に備え、必ず事前に利用者・職員等の名簿を作成しておいていただきたいこと。  
なお、次の事項について徹底いただきたいこと。  
①事業所内の消毒  
②関係機関（利用者、家族、相談員、併用事業所）への連絡  
なお、これまで、PCR検査等を受検した方がいた場合の報告を求めておりましたが、これを不要とします。
- 3 平常時から施設の状況に合わせゾーニングを行い、ゾーンごとに「担当者を分ける」、「共通の職員を作らない」など、感染を拡げない方策を講じておくこと。
- 4 新柄コロナウイルス関連情報については、常に最新の情報を確認し、施設において感染者が確認された場合に備え、あらかじめ必要な対応を想定し準備を行うこと。  
・障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）

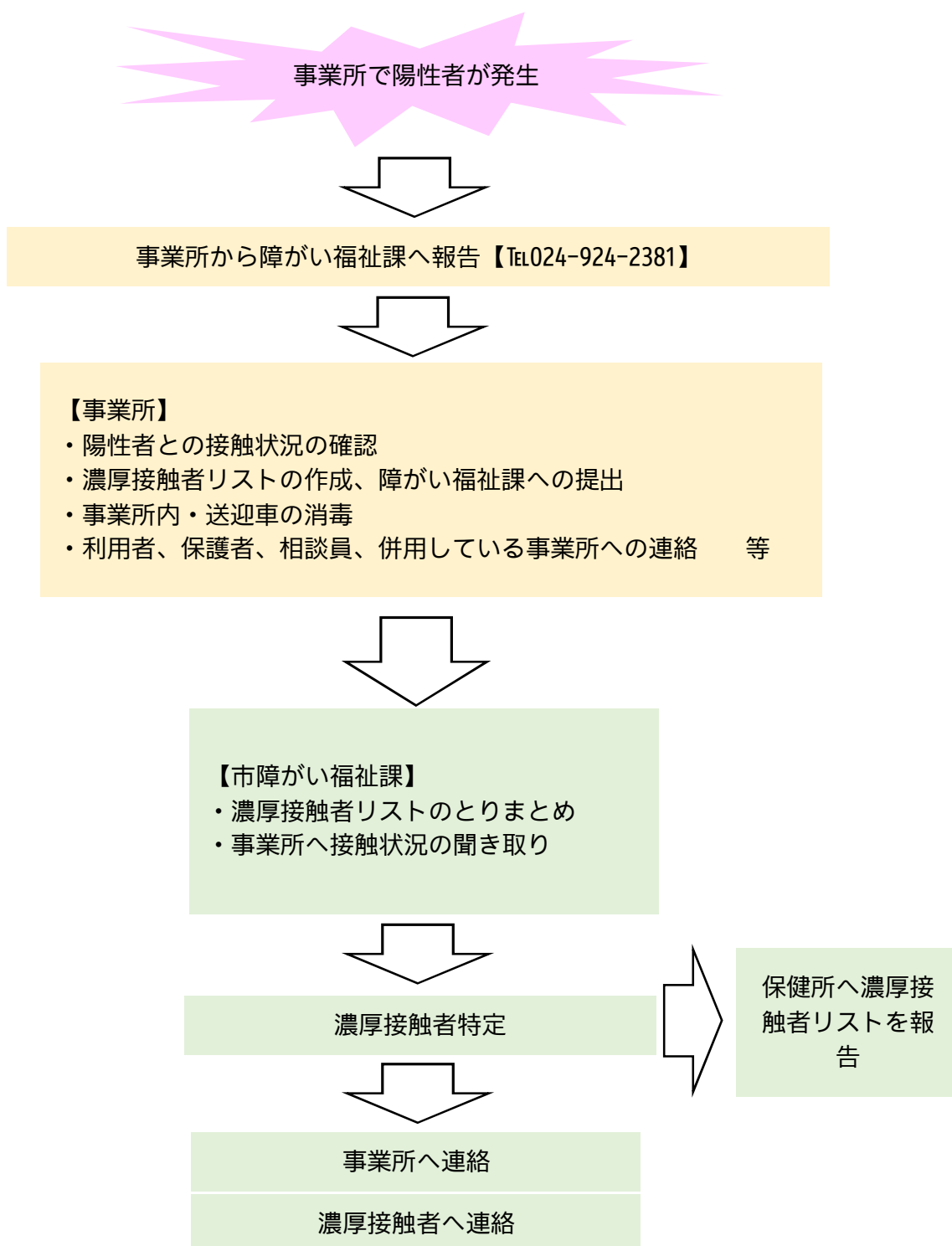
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

- (参考) 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ (厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kour\\_eisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour_eisha/taisakumatome_13635.html)

(障がい福祉課管理係 電話 024-924-2381)

## 障害福祉サービス等事業所で陽性者が発生した場合のフロー



・濃厚接触者の基本的な判断基準は「マスクなし・1m・15分」の接触のほか、食事の状況や介助の程度、送迎等におけるリスクを勘案し判断します。

・濃厚接触者の自宅待機期間は、陽性者との最終接触日から、翌日を1日目として7日間です。

・陽性者の健康観察等は保健所が行います。